

民事訴訟手続の デジタル化

令和8年5月21日からはじまります。

これまで、民事訴訟手続では、書類を提出するため裁判所に持参したり、郵送したりする必要がありました。

また、訴訟記録を閲覧する場合には、裁判所に出向く必要がありました。

これからは、これらの手続をオンラインで行うことができますようになります。

裁判所ウェブサイトはこちら
<https://www.courts.go.jp/saiban/minji-dejitaruka/index.html>



訴状や証拠等の オンライン提出等



訴状、準備書面、証拠等をオンラインで提出できるようになります。また、これらの書類や裁判所から送られる判決書等を、オンラインで受け取ることができるようになります。

ウェブ会議で 期日に参加

民事訴訟の期日では、裁判所の判断によりウェブ会議で参加することが可能となっています。

(※令和6年3月1日に先行施行)



訴訟記録の電子化 オンライン閲覧



提出された書面等は電子データで保管され、判決書や調書等も電子データで管理されます。これにより、当事者等であれば、オンラインで裁判記録を閲覧することができるようになります。

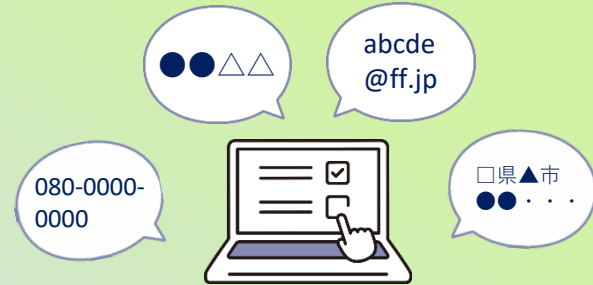
?

訴状や準備書面、証拠等をオンラインで提出するためには、どのような準備が必要ですか。

専用システムへの利用者登録をする必要があります。

利用者登録には、インターネットに接続できる機器や環境が必要であり、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日等を登録することになります。

利用者登録をすることで付与されるIDは、その後に当事者となる全ての民事訴訟手続で利用可能です。



?

令和8年5月21日以降は、紙の書面を提出できなくなるのですか。

OK!



これまでと同様に、紙の書面を提出することは可能です。

(ただし、弁護士等はオンライン提出を義務付けられており、紙の書面を提出することはできません。)

?

現在裁判所に民事訴訟の事件が係属しています。このような事件もオンライン提出の対象となるのですか。

オンライン提出の対象となるのは、令和8年5月21日以降に訴えが提起された事件です。それより前に訴えが提起された事件については、これまでどおり紙の書面を提出することになります。



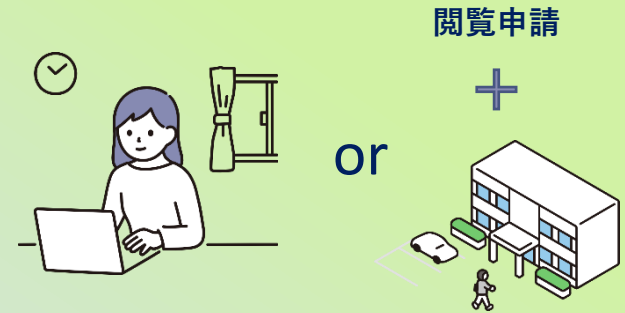
?

民事訴訟事件の当事者が、事件係属中に電子化された訴訟記録を閲覧する場合、どのような手続が必要ですか。

専用システムへの利用者登録を行うことで、事件係属中は、オンラインでいつでも閲覧することができます。

専用システムへの利用者登録を行わない場合は、事件が係属する裁判所に対して閲覧申請を行う必要があります。申請後、記録を閲覧するためには裁判所への来庁が必要ですが、事件が係属する裁判所のほか、最寄りの裁判所でも閲覧が可能です。

なお、手数料はこれまでと同様に不要です。



?

過去の訴訟記録や、現在係属中の訴訟記録も、令和8年5月21日以降、オンラインで閲覧できるようになるのですか。

令和8年5月21日より前に訴えの提起がされた民事訴訟の事件については、紙により訴訟記録が作成されるため、オンラインでの閲覧はできません。

?

ウェブ会議で口頭弁論等に参加するには、どのような準備が必要でしょうか。

インターネットに接続できる機器や環境の準備に加え、カメラ、マイク、スピーカーの準備も必要です。カメラ等は、パソコン等のインターネットに接続できる機器に内蔵されているものか、外付けのものがが必要です。

ウェブ会議には、Teamsを利用します。裁判所から事前に送信される招待メールか、お知らせする会議IDとパスコードにより、口頭弁論等の期日の当日にウェブ会議に参加することになります。



?

民事訴訟事件の当事者ではありませんが、口頭弁論の期日を傍聴したいです。インターネットで傍聴することはできるようになるのですか。

当事者ではない方の口頭弁論の期日の傍聴は、これまでどおり裁判所の法廷においてのみ可能です。

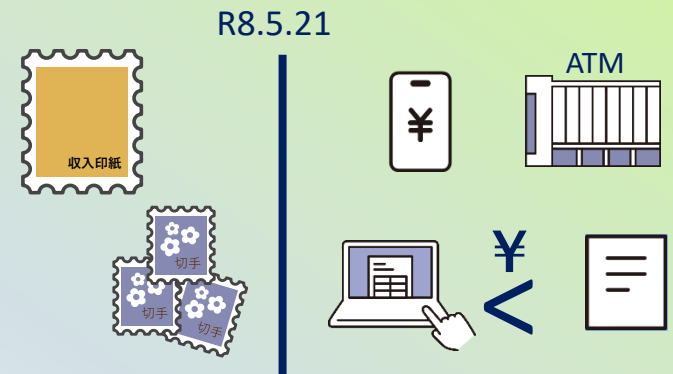
?

令和8年5月21日以降、新たに訴えを提起する場合、手数料や郵便切手はどのように納付や予納をするのでしょうか。

これまで、訴え提起の手数料は収入印紙により納付し、訴状や判決等を郵送する費用は郵便切手により予納することになっていました。

令和8年5月21日以降は、訴え提起の手数料と郵便費用に相当する額（定額）を合算した額を、ペイジーにより電子納付することになります。ペイジーでは、インターネットバンキングやATMを利用して支払いをすることができます。

なお、被告の数が一人の場合の郵便費用に相当する額は、民事訴訟事件1件あたり、書面により訴え提起をする場合には2500円ですが、オンラインで訴え提起をする場合には1400円です。



?

民事執行や倒産等の手続や家事手続についてはオンライン申立ての対象とならないのですか。

民事執行や倒産等の手続や家事手続については、今回の民事訴訟手続のデジタル化によるオンライン申立ての対象外です。これらの手続は、令和10年6月までにオンライン申立ての対象となる予定です。